

四、自然保護活動を行う諸団体との資料の交換、現状報告等を行うことにより互の連絡提携を緊密にする。

### 第三章 本会の活動姿勢

第5条 本会は一般市民の自主的参加によって組織された団体であり、その運営、活動は特定の企業、政治団体、政治家等の干渉を受けない。

### 第四章 会 員

第6条 本会の会員は正会員と賛助会員よりなる。

会員は本会の目的に賛同し、規約を守り、会費を納入するものとする。また、本会の目的に賛同し所定の賛助会費を納入する個人を賛助会員とする。

第7条 会員は本会の開催する総会、懇談会、講演会等に出席し、本会の運営活動に不可欠の資料収集調査研究に協力し、より多くの市民に、自然保護の意義を認識してもらおう為の各種活動に参加することが望ましい。

### 第五章 財源およびそれに関する事項

第8条 本会の財源は、会費、寄付金、その他の収入をもつてこれにあてる。  
会費は一般会員 年額千円、賛助会費は、年額

一口千円とする。

但し、寄付金に関しては、特定の企業体、政治団体、政治家および特定の商店からの宣伝目的の寄付金は一切これを受けない。また、既に公害源となつてゐるか、今後なる可能性のある企業体からの寄付も一切これを受けない。

### 第9条

本会の活動は原則として無報酬とする。資料収集、実地調査研究の際の交通費、食事代等は自弁とする。但し刊行物の作成、講習会の開催、通信費等は必要経費として、財源より支弁する。本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日をもって終わる。

### 第10条

第六章 役 員

### 第11条

本会には次の役員を置く。

一、会 長 一 名

一、副会長 二 名

一、事務局長 一 名

一、事務局員 若干名

一、会 計 二 名

一、監 事 二 名

一、執行委員 若干名

第12条 役員は総会において選出される。